

# 手話言語・障害者コミュニケーション交流セミナー開催事業委託業務仕様書（案）

## 1 目的

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、県民の障害に関する理解を深め、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段の普及を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

### (1) 手話言語・障害者コミュニケーション交流セミナーの開催

下表に基づき、「手話言語・障害者コミュニケーション交流セミナー」の開催業務一式（内容の企画、会場確保、出演者等への連絡調整、参加者募集、当日の運営、必要な費用の支払い、報告書の作成、その他必要な業務）を行うこと。

回数・時間	1回（2時間から2時間30分程度）
開催時期	2026年12月13日（日曜日）
場所	東別院会館ホール（愛知県名古屋市中区橘2-8-45）
参加対象	一般県民 300～400名程度
内容	①著名ゲストによるパフォーマンス及びトークショー（約50分） ②ゲストと有識者との対談（約30～50分） ③障害当事者団体等による参加型企画（約30～50分） ④その他独自提案
補足事項	ア 内容 ①著名ゲストによるパフォーマンス及びトークショー ・ゲストの人選及びトークショー等の内容は企画提案とする。 ・ゲストは障害福祉分野で活躍されている人物等を想定すること。 ②ゲストと有識者との対談 ・有識者の選定・出演依頼は県が行う。 ・受託者は選定後、連絡調整等の必要業務を実施すること。 ③障害当事者団体等による参加型企画 ・障害当事者の選定・出演依頼は県が行う。 ・受託者は選定後、連絡調整等の必要業務を実施すること。 ・県と協議のうえ、障害理解を深める参加型プログラムを実施すること。 ・参加団体は1～2団体を想定。県と協議の上、委託料の中から謝礼などを支払うこと。 ④独自提案 ・アンケート調査の回収率を高めるための取組を記載すること。 イ 会場設営及び撤去（必要機材の手配等を含む） ・障害当事者等の来場に対応できる会場の広さを確保すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすスペースを確保するとともに、手話通訳（集団）、要約筆記の設置等の情報保障を設置すること。</li> </ul> <p>ウ 広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集客を図るための募集チラシを作成し、9月上旬までにPDFデータを提出するとともに、県指定部数（5,000部）を愛知県福祉局障害福祉課へ納品すること。</li> <li>・チラシの配布等については、県と協力して行うこと。</li> </ul>
参考	<p>&lt;動画撮影について&gt;      県のウェブページで公開するために動画撮影を行い、県と調整の上、適宜編集し、動画データを格納したCD-Rを提出すること。配信は県にて行う。（著名ゲストによるパフォーマンスまたはトークショー部分の動画公開期間は2027年3月31日まで）</p> <p>&lt;参加申込みの受付、問合せ対応について&gt;      参加申込みの、申込フォームの作成及び受付や問合せ対応などは県で行う。</p> <p>&lt;アンケート調査について&gt;      アンケート調査の実施・集計を行うこと。なお、回収率を高める工夫をすること。</p> <p>&lt;会場使用料等の支払いについて&gt;      会場の確保は県が行うものとする。ただし、受託者は、見積積算にあたり、以下の条件に基づき会場使用料及び付帯設備等の費用を算定すること。</p> <p>使用日：12月13日（日曜日）      使用時間：午前・午後      使用施設：ホール、楽屋1、楽屋2、楽屋3、その他必要となる音響、照明、舞台機材及び備品一式</p>

### 3 業務実施体制

2に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。イベント中は、全体の進行管理を行い、開催時刻までに現場スタッフや関係者に対しイベントの流れ等の説明を行うこと。

### 4 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、業務完了届及び業務の実施状況をまとめた報告書を提出し、検査を受けるものとする。

### 5 事業の実施における留意事項

- (1) 受託者は「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を十分に理解し、条例の趣旨を踏まえた提案を行うこと。また、愛知県は愛知県障害者施策審議会専門部会の意見を聴いた上で協議に当たるため、可能な限り当該意見を反映するよう留意すること。
- (2) 個人情報等、保護を要する情報を取り扱う場合は、その管理・取扱いに万全を期すこと。
- (3) 事業の実施にあたっては、愛知県と受託者で定期的に会合を行い、進捗状況の報告、スケ

ジュール調整、課題・問題点の共有及び解決に向けた情報交換を行うこと。

(4) 本業務により作成または取得した資料および成果物は、委託者である愛知県に帰属する。

(5) 原則として、この仕様書及び提出された企画提案書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や県との調整が必要な事項については、その都度、県に相談し、指示を受けること。